平成２３年（フ）第５６号
香川県三豊市三野町大見甲3984番地１、開始決定時の住所岡山県倉敷市福田町古新田1225番地３
破産者　大井千栄子
１　決定年月日　平成24年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
兵庫県豊岡市正法寺498番地の54
破産者　武田　吉昌
１　決定年月日　平成24年７月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第４１３６号
札幌市中央区北７条西20丁目１番３号　ＪＰコート北円山Ａ―102号
破産者　渡辺　祐介
１　決定年月日　平成24年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２０６号
札幌市白石区本郷通８丁目南１番２―405号
破産者　澤田　行雄
１　決定年月日　平成24年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９０号
釧路市貝塚２丁目23番62号　コーポサンライト貝塚201号室
破産者　連　　博明
１　決定年月日　平成24年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１８６号
静岡県牧之原市新庄140番地１、旧住所静岡県御前崎市御前崎22番地の９
破産者　川口　圭介
１　決定年月日　平成24年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３７号
愛知県春日井市出川町２丁目13番地16　鷺田グリーンハイツⅠ202号
破産者　塩田　英久
１　決定年月日　平成24年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３１０号
神戸市東灘区御影塚町４丁目７番11号
破産者　江藤実希子
１　決定年月日　平成24年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２１号
大分県臼杵市大字臼杵２の107番地の677
破産者　石井　英敏
１　決定年月日　平成24年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３２２号
大分県臼杵市大字臼杵２の107番地の677
破産者　石井千代子
１　決定年月日　平成24年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４４４号
大分市大字寒田901番地の２　市営２Ａ１―17
破産者　貞方　光男
１　決定年月日　平成24年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５６号
大分県由布市挾間町古野167番地１―101号
破産者　崎山　和也
１　決定年月日　平成24年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６６号
大分県別府市石垣西８丁目３番50号　グリーンコーポ荒金Ａ204号
破産者　田北　章一
１　決定年月日　平成24年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３７５号
北海道旭川市豊岡２条３丁目３番24号　スマイル203号室、申立時の住所北海道上川郡東神楽町北３条東２丁目５番２号
破産者　藤田　智子（申立時の姓鈴木）
１　決定年月日　平成24年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９号
開始決定時の住所北海道旭川市北門町16丁目2159番地の71　コーポ北欧館103廣瀬里美方、住民票上の住所北海道旭川市東光18条５丁目５番３号
破産者　藤島　光晴
１　決定年月日　平成24年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６７号
北海道旭川市神居３条16丁目２番６号　シャンノール神居301号室
破産者　高野　リカ
１　決定年月日　平成24年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３７号
北海道旭川市永山２条４丁目２番11号　シャンノール２・４―205号室
破産者　及川　理絵
１　決定年月日　平成24年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５１号
北海道旭川市緑が丘南２条２丁目１番13号
破産者　渡邊　有子
１　決定年月日　平成24年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１６号
北海道足寄郡足寄町北２条４丁目36番地４
破産者　大泉　孝志
１　決定年月日　平成24年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係